様式第5号の別紙（一般加工業者用）

令和 年 月 日

（問屋等の名称）

（問屋等の代表者役職・氏名）　様

（加工業者の名称）

（加工業者の代表者役職・氏名）

※　自署の場合は押印省略可

大豆の播種前入札取引に上場された大豆の買付委託について

　当社は、公益財団法人日本特産農産物協会が実施する令和６年産大豆の播種前入札取引に上場された下記の大豆を、大豆加工品製造の原料として入手したいので、当該大豆について入札申込みを行い、買い付ける業務を貴社に委託します。

　当該業務を貴社に委託するに当たっては、公益財団法人日本特産農産物協会が定めた大豆の播種前入札取引に係る業務規程をはじめとする関係諸規定を遵守し、当該大豆が落札された場合は、播種前売買契約に売り手、買い手とともに買受け先の立場で参加するとともに、貴社から全量を買い受け、大豆加工製品の原料として使用することを確約します。

　当該業務の委託に関するその他の条件は、別紙のとおりとします。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ロット番　号 | 売り手名称 | 産地品種銘柄等区分 | 買付け希望数量（口） | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

【記入上の注意】

１　文書の差出人及び宛名は、実態に応じて適宜決定してください（必ずしも代表者である必要はありません）。

２　買付けを委託する産地品種銘柄等区分の欄には、協会が買い手登録者に提示した上場情報に従って、上場番号、上場者、産地名（該当する場合は地域名）及び品種銘柄名を正確に記入してください。

３　買付け希望数量の単位は、9.9トン（165俵（１袋60Kg）を1口とする口数単位で記入してください。

４　業務委託に関する条件（入札価格、買付け手数料等）は別紙にまとめて記載してください。問屋等が協会にこの書類の写しを提出する際、この別紙部分の添付は不要です。

様式第5号の別紙　　　　　　　　＜**記入例＞**

令和５年４月〇 日

〇〇商事株式会社

代表取締役社長　〇〇　〇〇　様

〇〇食品株式会社

代表取締役社長　××　××

※　自署の場合は押印省略可

大豆の播種前入札取引に上場された大豆の買付委託について

　当社は、公益財団法人日本特産農産物協会が実施する令和６年産大豆の播種前入札取引に上場された下記の大豆を、大豆加工品製造の原料として入手したいので、当該大豆について入札申込みを行い、買い付ける業務を貴社に委託します。

　当該業務を貴社に委託するに当たっては、公益財団法人日本特産農産物協会が定めた大豆の播種前入札取引に係る業務規程をはじめとする関係諸規定を遵守し、当該大豆が落札された場合は、播種前売買契約に売り手、買い手とともに買受け先の立場で参加するとともに、貴社から全量を買い受け、大豆加工製品の原料として使用することを確約します。

　当該業務の委託に関するその他の条件は、別紙のとおりとします。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ロット番　号 | 売り手名称 | 産地品種銘柄等区分 | 買付け希望数量（口） | 備　　考 |
| 1011 | 全農 | 東北海道　とよまさり・ユキホマレ | 　　　２ |  |
| 1411 | 全農 | 佐賀フクユタカ | 　　　３ |  |
|  |  |  |  |  |
| 注：記入する行が足りない場合は、【記入上の注意】を削除して行を追加しても差し支えありません。 |
| 注：「産地品種銘柄等区分」とは、上場者、産地、地域区分、品種銘柄、粒区分及び品位区分の組合せにより特定される上場区分で、上場情報書においては整理番号を付して1行で示されています（単なる「産地品種銘柄」ではありませんのでご注意ください）。 |

【記入上の注意】

１　文書の差出人及び宛名は、実態に応じて適宜決定してください（必ずしも代表者である必要はありません）。

２　買付けを委託する産地品種銘柄等区分の欄には、協会が買い手登録者に提示した上場情報に従って、上場番号、上場者、産地名（該当する場合は地域名）及び品種銘柄名を正確に記入してください。

３　買付け希望数量の単位は、9.9トン（165俵（１袋60Kg）を1口とする口数単位で記入してください。

４　業務委託に関する条件（入札価格、買付け手数料等）は別紙にまとめて記載してください。問屋等が協会にこの書類の写しを提出する際、この別紙部分の添付は不要です。

注1：この書類を問屋等に提出した販売予定先加工業者が、他の問屋等にもこの書類を提出し、かつ、他の問屋に同一の産地品種銘柄等区分の買付けを重複して委託していた場合、これに基づく入札申込みは双方とも無効となります。

注2：問屋等の買い手登録者は、販売予定先加工業者にこの書類を提出してもらい、別紙様式第５号にこの書類の写し（原本は問屋等が保存）を添付して、入札日の7日前までに協会に提出してください。なお【記入上の注意】の４のとおり、買付委託のその他条件を記載した別紙部分の写しの提出は不要です。